

文京区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年六月二十五日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第五十九号

文京区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

文京区住民基本台帳事務取扱規則（昭和六十三年十二月文京区規則第六十号）の一部を次のように改正する。
第六条の二の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の十五の二第一項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十六条の二第一項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号。以下この条において「公的個人認証法」という。）第二十二條第一項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百一十号）第五十九条の二に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものに限る。）を所持する者は、多機能端末機（文京区印鑑条例施行規則（昭和五十年九月文京区規則第七十五号）第九条第二項に規定する多機能端末機をいう。）を利用し、住民票の写しの交付を受けることができる。

この規則は、公布の日から施行する。